

- 植村会長「年頭ご挨拶」-----①
- 東京都計量検定所移転のお知らせ-----②
- 「計量記念日のつどい」開催-----②
- 「都民計量のひろば」開催-----③
- 「関東甲信越地区計量団体連絡協議会」開催-----③
- 会員のひろば-----④

計量の安心・安全・信頼を推進する  
計量器コンサルタント

2014年新春のご挨拶 会長: 植村実敏



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には良い年を迎えられたことと拝察致します。

さて、昨年の予定された事業につきましては滞りなく実施されたことをご報告申し上げます。年が明け残るは2月に企画されている第2回技術研修会のみとなりました。事業の遂行に当たってはひとえに役員のご努力と会員各位のご協力の賜物と感謝致しております。ありがとうございます。

当協会も一般社団法人化して早くも2年が過ぎようとしております。従来の任意団体に比べて社会的信用が得られ、そのメリットを生かして新規会員数の増加や事業の充実を図っておりましたが思い通りには進んでいないのが実情です。しかしながら、会員各位のご協力でいくつかの進展が見られています。

協会のホームページの刷新もそのひとつで、以前に比べ格段に見やすいページになりました。これは、本来の仕事で忙しい中、時間を割いて更新に努力されている会員のおかげです。現在も更なる内容の充実に向けて工夫を凝らして更新を続けております。

また、四半期ごとに発刊されている会報誌「Libra」もページ数が増え内容がますます充実してきました。これも会員のご努力によって支えられておりますが、紙面を更に拡充するためには会員各位の協力が欠かせません。積極的な寄稿やご意見ご提案等を頂きますようお願い申し上げます。

既にご承知のことと存じますが、東京都計量検定所が江東区新砂に移転しました。それに伴い、当協会の事務局（一般社団法人東京都計量協会）も1月6日から新社屋で業務を行うことになりました。従って、今まで理事会や各種研修会等に利用させて頂いた港区の計量検定所は今後は使用することが出来ず新たな場所での開催とせざるを得ません。

会場の選定は、交通の利便性や会員各位のご意見を参考にさせて頂き都度ご案内申し上げますので、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

最後になりますが、当協会の母体である一般社団法人日本計量振興協会において、昨年全国から関係者が参集し「計量器コンサルタント制度」の更なる拡充、発展改革のため協議が行われました。その結果に基づき新たな指針が発表されることとなっており、当協会としてはその指針に前向きに協力したいと考えております。具体的な内容は順次会員の皆様にお知らせしてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



会員の皆様のご活躍とご健勝、そして会員企業の益々のご発展をお祈りいたします。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 計量器コンサルタント協会 会長 植村実敏

## 東京都計量検定所新庁舎に移転

東京都計量検定所は、この度竹芝地区の再開発や施設の老朽化等に伴い港区海岸から江東区新砂に移転致しました。

新庁舎での業務は、1月6日(月)から開始されています。

移転先: 東京都江東区新砂3丁目3番41号  
電話番号: 03-5617-6627(製修販、一般計量証明関係)  
: 03-5617-6626(適正計量管理事業所関係)  
: 03-5617-6635(計量相談等、その他)

\* 届出等窓口は3階、手数料納付窓口は2階です。

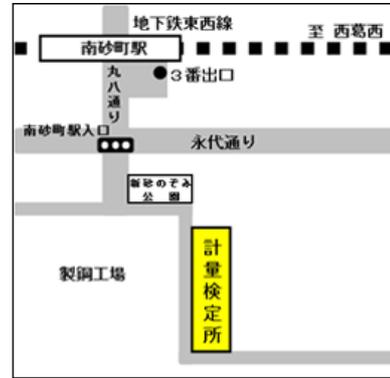


写真左: 新社屋外観

この移転に伴い、(一社)東京都計量協会も同新庁舎に移転しました。

移転先: 東京都江東区新砂3丁目3番41号 2階  
電話番号: 03-6666-8960  
FAX番号: 03-6666-8970

東西線南砂駅下車、徒歩約5分



## 「計量記念日の集い」開催

(一社)東京都計量協会(清宮貞夫会長)は、11月計量強調月間中の行事として恒例の計量記念日のつどいを右記により開催、計量関係功労者の表彰、計量強調月間標語の発表、懇親パーティーが催された。

日時

平成25年11月7日(木) 午後3時30分～

会場 アジュール竹芝

記念式典は、12Fの白鳳の間で次第通り実施された。

次第

- 1.開会
- 2.会長挨拶
- 3.東京都計量検定所  
千葉副所長挨拶
- 4.東京都生活文化局長 感謝状伝達
- 5.(一社)東京都計量協会 会長表彰
- 6.受賞者 謝辞
- 7.東京都計量管理研究部会 強調月間標語  
優秀作品表彰
- 8.来賓祝辞

式典終了後は、会場を21Fのレストラン「ベイサイド」に移し懇親パーティーが開催された。

式典の来賓は、検定所より千葉副所長、宮本検定課長、高橋検査課長。団体からは(一社)日本計量振興協会河住春樹専務理事、(一社)日本科学機器協会矢澤英人会長、(一社)日本計量機器工業連合会堀井 茂常務理事、全国計量器販売事業協会加藤寛氏らが臨席。懇親パーティーには高野計量行政室長も駆けつけ足元の事業者と懇談、有意義な交流が果たされた。

今年の表彰等受賞者は以下のとおり。

\* 東京都生活文化局長 感謝状

従業員の部(1名)

小林 真氏 (株)協立商会 関東支店 営業課長

計量士の部(1名)

溝口 義浩氏 (株)東洋精機製作所

品質保証室事業所の部

(株)伊勢丹 立川店

\* (一社)東京都計量協会会長表彰

経営者の部

富安 誠司氏 世田谷サービス株式会社 社代表取締役社長

太田 悦弘氏 太田精機株式会社代表 取締役社長

尾崎 達也氏 (株)井谷衡機製作所 代表取締役社長

従業員の部

伊藤 英城氏 (株)タニタ 東京営業所メディカル課

池野 恭浩氏 長野計器(株) 海外営業課

飯山 光雄氏(一社)東京都計量協会 指定定期検査等機

関部

計量士の部

宮島 伸一郎氏 (一社)日本計量振興協会試験校正セン

ター

千葉副所長の挨拶を聞く様子



## 計量記念行事「都民計量のひろば」開催

東京都計量検定所は、11月1日計量記念日の行事として、東京都内の計量関係団体・企業と実行委員会を組織し、「都民計量のひろば」を開催した。

この催しは、都民の方に楽しみながら計量制度への理解を深めてもらうことを目的に、毎年実施している。会場は新宿駅西口広場イベントコーナーで、10時30分から16時まで開催した。

メインテーマは「くらしと計量」サブテーマは「生活まもる 正しい計量」とし、日々の暮らしと計量との繋がりを意識してもらうため、「健康と計量」、「水道・ガス・電気と計量」、「環境と計量」、「食品と計量」、「計量相談」、「計量体験」、の6つのコーナーを設け、メインステージにおいて「ステージ・アトラクション」を開催した。

当協会が担当した健康と計量のコーナーは次の通り。

▽健康と計量コーナー＝体組成計等を使用して骨強度・体脂肪率・体重や血圧の測定を行った。このコーナーは毎年人気のコーナーで、今年も多くの方々に参加いただいた。測定の済んだ参加者は、それぞれの結果に一喜一憂していた。

その他のコーナーは次の通り。

▽水道・ガス・電気と計量コーナー＝水道、ガス、電気に関するパネルや、水道メーター、ガスメーター、電気メーターの展示をおこなった。来場者は、各メーターの有効期限の確認方法などの説明を熱心にきいていた。また、東京都水道局の高度浄水「東京水」を配布し、多くの人々が美味しさを実感していた。

▽環境と計量コーナー＝環境測定機器や放射能測定機器、カーボンオフセットのパネル展示を実施した。また、環境に関するクイズを出題し多くの参加者がクイズを通して楽しく学んでいた。来場した方は専門員による解説に深く聞き入っており、関心の高さが伺えた。

▽食品と計量コーナー＝食品の糖度や塩分の測定を実施した。身近な食品の意外な測定結果が参加者の興味を引いていた。他に、食品カロリー自動測定器を設置して、デモンストラクションを行った。

▽計量相談コーナー＝計量に関する相談を受けるとともに、キログラム原器のレプリカを展示し、来場者の関心を集めていた。

▽計量体験コーナー＝体験型のコーナーとして、「計量感覚ゲーム(100グラムに挑戦)」を今年も実施した。自分の手で感じた重さを頼りに、金時豆100グラムを計り取るゲームである。今年も多く参加者で賑わい、手の感覚で測ることの難しさと、正確に測れるはかりの重要性を知っていただいた。ピタリと100グラムの計量が出来ると、大きな歓声が上がった。さらに「計量工作(棒はかりの製作・寒暖計の組立)」を実施した。参加者自らが棒はかりや寒暖計の製作を行い、完成後は自分が作ったはかりの正確さに、感心していた。

▽ステージ・アトラクション＝メインステージにおいて、ヘブンアーティストである「Marimba Duo なつかよ」によるマリリンバの生演奏をしていただいた。会場に響き渡る音色に、多くの方々が足を止め聴き入っていた。さらに「計量マジック」を実施し、計量に関連する手品やトークで会場が盛り上がった。

▽その他＝当日は会場内で、台風26号で被災した大島町に対して義援金の募集をおこなった。ご協力に感謝する。【主催】都民計量のひろば実行委員会

【構成団体】(株)インダ東京支社、(一社)計量器コンサルタント協会、(株)タニタ、(株)精工、東京科学機器協会、東京都環境計量協議会、東京計量士会、東京都計量証明事業協会、東京都水道局サービス推進部、(一社)日本海事検定協会、日本ガスメーター工業会関東支部、日本硝子計量器工業協同組合、(一社)日本計量振興協会、(一財)日本穀物検定協会関東支部、日本電気計器検定所、(株)松屋、(一社)東京都計量協会、東京都生活文化局計量検定所(以上18団体)

写真上・中 「都民計量のひろば」開催模様



## 平成25年度関東甲信越地区計量団体連絡協議会(関ブロ)開催

合同開催11回目となる表記連絡協議会が10月25日(金)、千葉県で開催された。

会議参加者は国、地方、関係団体合わせて22名の来賓、会員183名、合計205名となった。

今回の協議会では提案議題が5件。会員の日常業務にかかわるテーマが中心で現行計量法の20年の変化や、計量の安全確保の担い手が置かれている環境変化が反映されたものとなった。

- ①指定製造事業者の審査関係文書の重複を簡素化したい。(長野県)
- ②計量規制に関するガイドライン等の公開について(埼玉県)
- ③環境分析事業の役割と新しい課題への対応と指導の要望(茨城県)
- ④質量計の使用検査の技術基盤とその適正な適用について(東京計量士会)
- ⑤自動はかりの管理についての技術基盤の整備と情報共有の場を要望(東京計量士会)

これらの提案議題については事前に国、団体等へ提示、説明の上、対応を求めてきたが、各方面とも真摯に受け止めていただき、かなり具体的かつ前向きに取り組んでいただいた。関ブロが今後より実効的な協議の場となりうるのではと期待される。

写真右: 関ブロ開催模様

## JCSS20周年記念シンポジウム開催

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)は、JCSS制度が創設20周年を迎えるにあたり、12月2日に記念シンポジウムを開催した。

会場は、千代田区のイノホールで約500人が参加した。シンポジウムでは日本の物作りを計測の信頼性という形で支えてきたJCSSの20年の歩みと現在の状況、「未来」への展望を、各講演者がさまざまな角度から紹介した。同時にJCSSの登録事業者による展示会も催され多くの関係者で賑わっていた。

当日の講演は以下の5つとなった。

### 1.「JCSSの20年間」

(独)製品評価技術基盤機構理事長 安井 至氏

### 2.「日本のモノ作りを支える計測の重要性について」

ダイヤ精機(株)代表取締役 諏訪貴子氏

3.「都立産業技術研究センターにおける試験事業の高品質化と海外展開支援への取り組み」 都立産業技術センター経営企画部経営企画室 岩永敏秀氏

### 4.「当社のJCSS業務の展開について」

山理産業(株)標準室長 丸野耕一氏

### 5.「計量標準開発の現状と今後のJCSSへの貢献」

(独)産業技術総合研究所計量標準総合センター代表 三木 幸伸氏



写真:満席の会場の様子

## ・会・員・の・広・場・



会員企業の(株)横田計器製作所(Vol.B031にて紹介)が、昨年11月に創立90周年を迎えた。創業者故横田四朗氏が、大正12年に事業を興し、以来ガラス製の比重計・温度計の製作販売を手掛けている。

また、同社の校正センターは昨年9月に、計量法に基づくJCSS校正事業者として認定登録もなされた。さらにMRAとのサブライセンス契約により国際MRA対応認定事業者としても認定を受けている。浮ひょう(比重計等)と、個体密度標準器等の二つの区分における認定であり、個体密度標準器等は日本で初めての登録認定事業者となった。



## 計量コラム

## 「商品量目制度」

私たち計量人が知ってるつもりが？  
そんな用語を取り上げて来ましたが、今回は「商品量目制度」についての話題です。

適正な計量の実施を確保するためには、正確な計量器の使用とともに、計量行為そのものを正確に行う必要があります。特に食料品、日用品等の消費生活関連物資であって、相当程度計量販売が行われている商品を特定商品と定め、これらの商品が一定の誤差の範囲内で適正に計量されることを義務付けて、消費者保護と商取引の円滑化を図っています。

計量法の10条では正確計量の義務、11条から15条までは、商品販売に係る計量について規定しています。11条では量目単位の明示、12条では量目公差、13条では内容物の表記義務、14条では輸入商品についての内容物表記義務、15条では特定商品の販売や輸入の事業を行う者に対する勧告等について定めています。

### ☆ワンポイント☆

特定商品は消費者保護の観点から、計量販売が普及している商品、計量販売が望ましい商品等の理由から選ばれています。

量目公差は、不足の場合にのみ適用され、超過の場合には適用されません。(内容量200gの表示に対し量目公差が2%であれば、196gに足りない場合は不適正という意味)量目公差が決まっているからといって、公差内であれば問題がないという意味ではありません。あくまで正確に計ること大切です。

量目公差は避けられない誤差が生じた場合の法的な判断基準と考えてください。